

## 富山県DV対策基本計画部会の設置について

## 1 趣旨

富山県男女共同参画推進条例施行規則第3条第1項の規定に基づき、富山県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に、特定の事項を調査審議する部会として、富山県DV対策基本計画部会（以下「部会」という。）を設置するもの。

## 2 調査審議内容

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第3次計画）」（以下「基本計画」という。）の改定について調査審議すること。

## 想定される主な論点

- ・ 配偶者暴力相談支援センターと児童相談所の連携のあり方について
- ・ DV被害者の保護や自立支援のあり方について
- ・ 若い世代などのDV相談のあり方について など

## 3 組織

別紙「富山県DV対策基本計画部会設置要綱（案）」のとおり。

## 4 構成

部会の委員は部会の調査審議すべき事項に関し見識のある者10名程度を知事が任命する。

## 5 任期

委嘱の日から令和3年3月31日まで

## 【参考】

富山県男女共同参画推進条例施行規則（抄）

（部会）

第3条 審議会に、特定の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会の設置、組織及び調査審議すべき事項は、会長が審議会に諮って定める。